

柴田町ネーミングライツ事業に関するガイドライン

財 政 課

目次

1 趣旨	1
2 ネーミングライツ事業の目的と概要	1
3 愛称	1
4 ネーミングライツ事業の種類と手続	1
5 対象施設等の選定	2
6 ネーミングライツの対価	2
7 ネーミングライツ事業の契約期間.....	3
8 ネーミングライツ・パートナーの募集方法等.....	3
9 審査委員会による審査等	4
10 提案募集型における回答	4
11 優先交渉権者との協議.....	4
12 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表等.....	4
13 ネーミングライツ導入に伴う役割と費用負担	5
14 契約の解除.....	5
15 契約期間の満了.....	5
16 指定管理者制度等導入施設に係る留意点.....	6
17 施行時期.....	6
別紙1（ネーミングライツ事業(特定募集型)対象施設等選定概要書）	7
別紙2（ネーミングライツ導入手続きフロー図）	8
別紙3（審査項目及び審査のポイント）	9

1 趣旨

このガイドラインは、本町のネーミングライツ事業の適切な運用を図るため、対象施設等、募集の方法、応募者の選定方法等ネーミングライツ事業の基本的な考え方をまとめたものです。

本ガイドラインのほか、柴田町有料広告掲載に関する要綱（平成 25 年柴田町告示第 103 号。以下「有料広告掲載要綱」という。）に従って、ネーミングライツ事業の手続を進めるものとします。

2 ネーミングライツ事業の目的と概要

- (1) ネーミングライツとは、町が所有する施設、イベント等について、条例、規則等に定める名称（以下「条例上の名称」という。）に代えて使用する通称（以下「愛称」という。）を付与する権利のことをいいます。
- (2) ネーミングライツ事業とは、町の施設等に愛称を付与させる代わりにネーミングライツを取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から対価を得る事業をいい、新たな自主財源を確保することにより施設等の良好な運営を図ることを目的とします。
- (3) ネーミングライツ事業により町が得た対価は、原則として当該事業の対象となった施設等の維持管理及び運営に係る費用に充てることとします。
- (4) ネーミングライツ事業により愛称が付与された場合においても、条例上の名称は変更しないものとします。

3 愛称

- (1) 愛称は、公共の施設等にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から町民の理解が得られるものとします。
- (2) 有料広告掲載要綱第 3 条に該当するものは、愛称として使用することができません。
- (3) 利用者の混乱を避けるため、ネーミングライツ事業の契約期間内は、愛称の変更はできないものとします。

4 ネーミングライツ事業の種類と手続

ネーミングライツ事業は、本町が選定した施設等についてネーミングライツ・パートナーを募集するもの（以下「特定募集型」という。）と、ネーミングライツ事業を行う施設等について民間事業者等からの提案を募集するもの（以下「提案募集型」という。）により実施します。

特定募集型の対象施設等を選定（施設等の所管課で別紙 1 を作成）する以外の契約締結までの事務手続については、財政課で進めるものとします。契約締結後に町が果たすべき役割については、施設等の所管課が負うものとします。

それぞれの事業の事務手続の流れは、次のとおりです。※フロー図は、別紙 2 のとおり。

(1) 特定募集型

- ア 対象となる施設等の選定
- イ 審査委員会による審査（対象となる施設等及び募集条件の決定）
- ウ ネーミングライツ・パートナーの募集（町ホームページ、広報しばた等により周知する。）
- エ 審査委員会による審査（優先交渉権者の決定）
- オ 優先交渉権者との協議
- カ ネーミングライツ・パートナーの決定
- キ 契約の締結
- ク 施設表示等の変更
- ケ 愛称の使用開始

(2) 提案募集型

- ア 民間事業者等からの提案の募集（町ホームページ、広報しばた等により周知する。）
- イ 審査委員会による審査（提案に対する採用の可否の決定）
- ウ 提案事業者との協議
- エ ネーミングライツ・パートナーの決定
- オ 契約の締結
- カ 施設表示等の変更
- キ 愛称の使用開始

※ 民間事業者等からの提案を受けた施設等で、町が改めてネーミングライツ・パートナーの募集を行うことで複数の応募が見込まれると判断した場合は、手続きの途中で提案募集型から特定募集型に移行する場合があります。

5 対象施設等の選定

施設等の所管課は、次の条件を満たす町有施設（文化施設、スポーツ施設、道路、公園等）及びソフト事業（イベント、講座等）の中から、設置目的、利用状況等を考慮し、対象とする施設等を選定することとします。

- (1) ネーミングライツ事業により、設置目的又は開催目的が妨げられないものであること。
- (2) ネーミングライツ事業による広告効果が見込まれるものであること。
- (3) 条例上の名称の決定の経緯に特段の事情がないものであること。
- (4) その他愛称を付与させることが適当と認められるもの。

6 ネーミングライツの対価

ネーミングライツ・パートナーから得る対価の額は、ネーミングライツ事業の対象となる施設等の維持管理及び運営に係る経費、利用者数、メディアに取り上げられる頻度、知名度等から当該施設等の広告媒体としての価値を総合的に検討したうえで、算定します。

7 ネーミングライツ事業の契約期間

ネーミングライツ事業の契約期間は、次のとおりとします。

(1) 町有施設の場合

原則3年以上とし、施設の性格などに応じて決定します。ただし、指定管理者制度導入（予定）施設やPFI事業（類似事業含む）導入（予定）施設（以下「指定管理者制度等導入施設」という。）については、指定管理期間や契約期間を考慮し、適切な期間を設定します。

(2) ソフト事業の場合

ネーミングライツ事業の契約締結日から当該ソフト事業が終了する日までとします。

8 ネーミングライツ・パートナーの募集方法等

(1) 募集方法

原則、公募とし、町ホームページ、広報しばた等により周知します。

特定募集型の場合は、施設等ごとに募集します。

(2) 応募資格

ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人、その他の団体、又はそれらにより構成されたグループまたは個人が応募できるものとします。ただし、次の事項に該当する場合は応募することができません。（具体的な応募資格は、募集要項等において定めます。）

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者

イ 柴田町建設工事入札参加業者等指名停止要領に基づく指名停止措置を受けている者

ウ 国税及び地方税を滞納している者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生又は再生手続きをしている法人（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合は除く。）

オ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している者

カ 公序良俗に反する事業を行う者

キ 柴田町暴力団排除条例（平成24年柴田町条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団経営支配法人等並びに暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

ク 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

ケ その他、本町のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる者

(3) 費用負担

応募に要した費用は、すべて応募者の負担とします。

(4) 募集要項

特定募集型、提案募集型ともに応募に必要な事項を記載した募集要項を作成します。

(5) 募集期間

特定募集型の場合にあっては原則 30 日以上とし、提案募集型にあっては通年募集とします。

(6) 応募がなかった場合の取扱い

応募がなかった場合は、募集の条件を見直したうえで再度募集を実施するか、または、募集を取りやめます。

9 審査委員会による審査等

特定募集型における対象施設、募集条件、優先交渉権者と提案募集型における提案に対する採用の可否等については、有料広告掲載要綱第 12 条に規定する審査委員会において審査、決定を行います。

審査委員会は、審査項目等（別紙 3 のとおり）に従って審査等を行い、必要に応じて助言者の出席を求めることがあります。

特定募集型において、応募者が 1 者の場合でも審査委員会で審査等を行い、複数の応募があった場合は優先交渉権者の決定と併せて、次点以下の交渉順位についても決定します。

10 提案募集型における回答

提案募集型において、不採用の決定又は特定募集型に移行する旨の決定をした場合は、応募を受け付けた日から原則 2 か月以内に理由を付して文書で回答します。

11 優先交渉権者との協議

町は、審査により優先交渉権者として決定した者とネーミングライツ事業の契約に係る事項について協議を行います。また、優先交渉者との協議が整わず、当該優先交渉者が応募を辞退した場合は、次点順位の応募者と協議を行います。

12 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表等

(1) 決定及び契約の締結

特定募集型において優先交渉権者との協議が整った場合は当該優先交渉権者を、提案募集型において提案が採用され、特定募集型に移行しなかった場合は当該提案をした者をネーミングライツ・パートナーとして決定し、契約を締結するものとします。

(2) 公表

ネーミングライツ・パートナーとして決定された民間事業者等の名称、愛称、ネーミングライツ・パートナーから得る対価、契約期間等については、町ホームページ、広報しばた等により公表します。

13 ネーミングライツ導入に伴う役割と費用負担

(1) 柴田町の役割

ア ネーミングライツの導入時及び契約期間満了時に必要となる、ホームページ、パンフレット、封筒等の印刷物の更新については、町の費用負担により行うものとします。

イ 愛称の導入に当たっては、町自ら積極的に使用し、関係者にその使用を働きかけるものとします。

ウ ネーミングライツ導入施設等の利用者数などを、定期的にネーミングライツ・パートナーに報告するものとします。

(2) ネーミングライツ・パートナーの役割

ア 町民や利用者に対し施設等の魅力向上や積極的なセールスに努めるものとします。

イ 敷地内外の看板等の表示変更及び契約期間終了後の原状回復については、ネーミングライツ・パートナーの費用負担により行うものとします。

なお、敷地外の看板等の表示変更は、町や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うこととします。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

費用負担の区分	柴田町	ネーミングライツ・パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内の表示の変更（施設看板や道路標識等）		○
契約期間終了後の原状回復費用		○
パンフレット、封筒等の町の印刷物や町ホームページの表示変更	○	

※) 印刷物については、残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上決定します。

14 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、町は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

15 契約期間の満了

町は、契約期間満了までに、当該施設等に係るネーミングライツの継続実施を判断します。なお、愛称の変更による町民の混乱を避けるため、当該ネーミングライツ・パートナーは、次回の契約について、優先的に交渉できることとします。

16 指定管理者制度等導入施設に係る留意点

導入対象施設等が指定管理者制度等導入施設の場合は、指定管理者制度等の趣旨を鑑みながら、管理運営受託団体の不利益とならないよう、次の点に留意することとします。

(1) 導入対象施設等の決定

導入対象施設等が指定管理者制度等導入施設の場合、町は、ネーミングライツの導入に関して管理運営受託団体から意見や要望などを聴取したうえ、導入の可否を決定することとします。

(2) 優先交渉権者への選定

導入対象施設等が指定管理者制度等導入施設の場合、町は、ネーミングライツの導入に関して管理運営受託団体と事前に協議を行い、応募の意思がある場合については、管理運営受託団体を優先交渉権者として決定できることとします。また、応募の意思がない場合、あるいは協議が整わなかった場合については、公募によりネーミングライツ・パートナーを募集することができることとします。

(3) 費用負担

現管理運営受託団体がネーミングライツ・パートナーを兼ねる場合については、ネーミングライツ料は、指定管理にかかる管理経費とみなさないこととします。また、現管理運営受託団体とネーミングライツ・パートナーが異なる場合で、第13(P5)に示す費用負担の区分表以外に、ネーミングライツの導入に起因して副次的に発生する費用負担については、ネーミングライツ・パートナー、現管理運営受託団体及び町の3者の協議により決定することとします。

(4) その他

ネーミングライツが導入された場合においては、ネーミングライツ・パートナー、管理運営受託団体及び町の3者は、ネーミングライツ導入の目的を達成するために、相互に協力し良好な関係を保持するよう努めることとします。

17 施行時期

このガイドラインは、令和2年7月17日から施行します。

(別紙1)

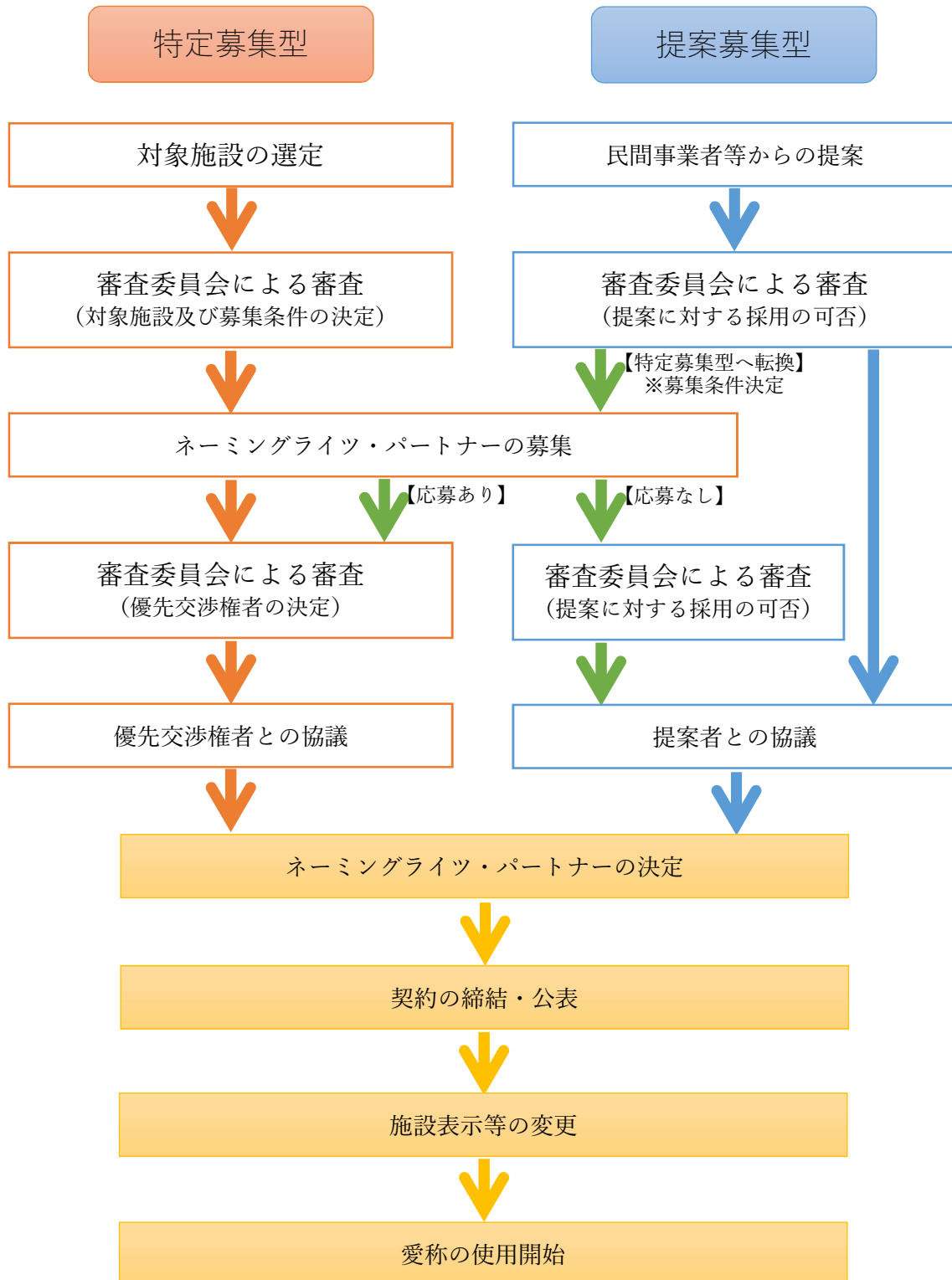
ネーミングライツ事業(特定募集型)対象施設等選定概要書

施設等の所管課	
施設等の名称	
所在地(場所)	
施設等の概要	
セールスポイント	

※ネーミングライツ料の算定に関わります。利用者数等を用いてわかりやすく記載してください。

(別紙2)

ネーミングライツ導入手続きフロー図



(別紙3)

審査項目及び審査のポイント

1 応募団体等

- ・ 応募資格は適正か
- ・ 応募団体等の経営は健全か
- ・ 施設等と応募団体等の理念・事業内容等がマッチしているか など

2 応募の趣旨

- ・ 本町のネーミングライツの目的に沿っているか など

3 ネーミングライツを導入する対象施設等（「提案募集型」の場合）

- ・ 施設等の設置目的や経緯からみて、導入が妥当な施設等かどうか など

4 愛称等（英文表記含む）

- ・ 町民にとって親しみやすいか、分かりやすいか、呼びやすいか
- ・ 施設等の管理運営に支障が生じないか など

5 ネーミングライツの対価

- ・ 応募金額は妥当か
- ・ 町の負担経費（維持管理や運営に関する費用等）と比較して妥当か など

6 導入期間

- ・ 安定したネーミングライツ運用が図られる期間か など

7 施設等の魅力向上、地域活性化につながる提案

- ・ 導入施設等にふさわしい内容か
- ・ 実現可能な内容か
- ・ 町等の関係機関が対応可能な内容か など

8 その他、審査において必要な事項